

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

## 岩手厚生年金 事案 951

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年7月から同年11月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月1日から同年12月1日まで

ねんきん定期便に記載された厚生年金保険料控除額と、A社の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額が異なるため、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成15年7月から同年11月までは16万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成15年4月から同年6月までについては、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万3,880円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（15万7,800円）に見合う標準報酬月額（16万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）と同額であることが確認できること

から、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成15年7月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

岩手国民年金 事案 742（事案 357、634 及び 683 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 8 月まで  
私の申立期間の国民年金保険料については、私の亡き義母が納めてくれていたはずである。  
私の夫の二番目の妹が申立内容を裏付ける証言をしてくれるので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとして認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母や当該保険料を集金していたとする区長は既に他界しており、申立期間の保険料を納付していたことの証言は得られず、申立期間の具体的納付状況は不明であること、及び社会保険庁（当時）の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 48 年 9 月であり、同年 8 月以前は国民年金の未加入期間であることから保険料を納付することはできない期間であること等を理由として、既に平成 21 年 2 月 13 日付けで当委員会の決定に基づく総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、前々回の再申立てに際し、申立期間の国民年金保険料納付の事実について証言してくれる者として、申立人の義妹、娘及び元 A 町役場年金担当職員の名前を挙げていることから、これらの者に照会したところ、義妹及び娘は、「当時、区長さんが自宅を訪れていたのは承知しているが、どのような用向きで見えられたのかは不明であり、国民年金保険料のやり取りを実際に確認したわけではない。」と回答しており、元 A 町役場年金担当職員も「昭和 62 年頃、申立人の夫が役場を訪れ、申立人の年金記録の訂正を求めたとする件について、はっきり記憶に残っているわけではなく、申立

期間に係る国民年金保険料預り証を確認した記憶も無い。」と供述していること等を理由として、既に平成 22 年 8 月 3 日付けで当委員会の決定に基づく総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

さらに、申立人は、前回の 3 度目の申立てに際し、義妹に対する面談による聴取を希望していることから、面談聴取を実施したところ、義妹は、「自分は県外の農家に嫁いだが、昭和 42 年の 5 月か 6 月頃に田植えが終わって、前年の秋に生まれた娘をおぶって実家に遊びに来た折、区長さんが訪問してきたのを記憶している。自分は茶の間に居たが、応対した母に何の用事であったか尋ねたところ、義姉（申立人）の国民年金保険料を納付してあげているという話を聞き、はがき大の保険料預り証を見せられた。それは、現在兄（申立人の夫）が保管している預り証と同じものであったが、年度欄の記載や国民年金保険料額までは覚えていない。」と供述しているものの、その供述を裏付ける関連資料等は得ることができなかったこと等を理由として、既に平成 23 年 1 月 27 日付けで当委員会の決定に基づく総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が再々度行われている。

申立人は、今回の 4 度目の申立てに際し、申立期間の国民年金保険料納付の事実について証言してくれる者として、申立人の夫の二番目の妹の名前を挙げているところ、その妹は、「昭和 45 年頃、実家に泊まりに行った折、区長さんが訪問してきた。その区長さんは、私の小学生時代の同級生の父だった。応対した母に何の用事であったか尋ねたところ、義姉がここで暮らしていた間、国民年金保険料を納付してあげていたので、（義姉はもうここで暮らしていないが、）区長さんに納付し続けているという話を聞いた。また、細かいことは覚えていないが、その時、母が引き出しに受領証のようなものを入れるのを見たような気がする。」と供述しているものの、その供述を裏付ける関連資料等は得ることはできなかった。

申立人の申立ては、77 か月の長期に及ぶ国民年金未加入期間の国民年金保険料の納付であり、今回の供述内容のみをもって、申立期間の保険料納付を認めるに足る判断材料とは言い難く、その他に委員会の先の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 952

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 1 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から定年退職する平成 2 年 4 月 1 日までA社に勤務した。

申立期間当時は高度経済成長期であり、毎年給与支給額が上がったと記憶しているが、ねんきん定期便によると、標準報酬月額が大幅に下がった記録となっているので、私の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「履歴カード」の記載から申立期間について、申立人の本給（本俸）額が減額された形跡は無い。

しかしながら、当該事業所は、「当時の賃金台帳等の給与支払額を示す資料は無く、申立人の標準報酬月額については不明だが、履歴カードに記載された本給（本俸）だけではなく、残業手当、通勤手当及び扶養手当等の増減により、標準報酬月額が変動することは考えられる。また、昭和 40 年は創業 15 年目に当たり、同年から 41 年にかけて顧客獲得キャンペーンに取り組んでおり、残業手当や何らかの手当を給料に上乗せしたかもしれない。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が入社した昭和 30 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、ほとんどの者が 42 年 1 月に随時改定で標準報酬月額が減額となっていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不自然な点は無く、オンライン記録とも一致しており、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断す

ると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。